

第3期・飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和4年1月9日(日)～令和4年1月31日(月))

新型コロナウイルスの感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間短縮や**酒類提供の停止**にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、**協力金を支給**します。

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。正当な理由がなく、要請に応じない場合、命令や罰則、施設名の公表等を実施します。

営業時間短縮要請の概要

対象区域 岩国市・和木町の全域

要請期間 令和4年1月9日(日)～1月31日(月) 23日間
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日(火)までに協力を開始

対象店舗 食品衛生法に基づく営業の許可を取得している**飲食店・喫茶店**
※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックスや結婚式場等を含む
<対象外店舗の具体例>
宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、
飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、
夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容

- ・営業時間を**5時から20時まで**に短縮
- ・酒類の提供は**終日停止**
- ・同一テーブルの同一グループでの利用は**4人以内**に制限

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
 - 令和4年1月8日(土)以前から営業し、**通常の営業終了時刻が20時を越えていること**
 - 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力**いただいていること
 - ・準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月11日(火)までに協力を開始
 - ・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、**終日休業された場合も対象**になります
 - 酒類の提供は、終日停止**していること
 - 同一テーブルの同一グループでの利用は**4人以内**に制限していること
 - 業種別ガイドラインに基づく**感染防止対策を実施**していること(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
 - 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること**
- ※協力金の算定は、テイクアウトなど、要請対象外のものは除きます
※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号： 083-933-3990

受付時間：9時～17時(1月10日(月・祝)までは、土日祝も開設しています)

支給金額の算定

<参考> 協力金の算定方法

※協力金の支給は、要請に協力した日数分となります

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日あたりの売上高の4割)	10万円/日
	支給総額 (23日分)	69万円	売上高10万円/日の場合 92万円 売上高20万円/日の場合 184万円	230万円
大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円)		

申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認してください ※協力金の案内やよくある質問等はHPに掲載

②時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮、酒類提供の終日停止等)

- ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
- ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置・座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額3万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真

④申請(郵送又は電子申請) ※簡易書留など郵送物が追跡できる方法で郵送

申請方法

【申請受付期間】

令和4年2月1日(火)～令和4年3月18日(金)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※レターパックや簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送してください(控えは結果が出るまで保管)

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(1月下旬県HPに掲載予定)

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。